

## 小出秀政に関する基礎的研究

福田, 千鶴  
九州大学基幹教育院

<https://doi.org/10.15017/6787706>

---

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 66, pp.1-50, 2023-03-31. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

# 小出秀政に関する基礎的研究

福 田 千 鶴

## はじめに

慶長期の「公儀」の具体相を解明するためには、豊臣政権を構成していた人的資源が、豊臣秀吉の死後にいかに豊臣方（豊臣秀頼）と徳川方（徳川家康）とに分配されたのかという問いを設定し、検討を進めることは、特に豊臣方の人的構成が不明な現段階においては緊要な課題である。その観点から、本稿では小出秀政を取り上げる。

小出秀政は豊臣政権下で和泉岸和田城主となった人物であり、豊臣秀吉・秀頼の二代に任せ、慶長九年（一六〇四）に大坂に没した。ところが、その略歴を『寛政重修諸家譜』巻九二五にみるならば、次のごとくである。

天文九年中村に生る。豊臣太閤につかへ、諱の字をさづけらる。天正十三年和泉国岸和田城を賜ひ、三万石を領し、のち東照宮の御麾下に属す。慶長九年三月二十二日大坂にをいて卒す。年六十五。陽雲日政本光院と号す。京都本國寺に葬る。室は豊臣太閤秀吉の姑<sup>をば</sup>。

右のような簡単な記述のみだが、秀政が秀頼に仕えていたことは一切記されない。また、のちに家康（「東照宮」）の旗下に属したとするが、それが事実とすればいつからなのかは明示されていない。辞典類では『寛政重修諸家譜』の記事が敷衍され、秀政は秀吉の死後に家康に仕えたとするものが多いが、その時期については確定的ではない。<sup>(1)</sup>

そこで、本稿では小出秀政に関する事績を整理してその立場と役割の変遷を示し、秀政が秀吉死後には秀頼ブレインの一人であり続けたことを論証したい。

小出秀政に関する本格的な研究はないが、寺沢光世が秀政を秀吉の「側近六人衆」の一人に数え、その略歴を紹介している<sup>(2)</sup>。また、曾根勇二は片桐且元を中心としつつも、関ヶ原合戦後に秀政が且元とともに知行宛行や近江検地に参画した動向を分析した<sup>(3)</sup>。これらに学びながら、以下に論証を進めたい。

## 一、小出秀政とその子孫

本節では、小出秀政の出自と子孫の系譜を確認する。小出氏は、もとは信濃国伊奈郡小井氏の庄に住んだことからこれを家号とし、その後、尾張国愛知郡中村に移り住んで「小出」に改めたと伝える。

小出秀政は、天文九年（一五四〇）に中村に生まれた。父は五郎左衛門正重、母は某氏とする。秀政が主従関係を結ぶ木下（羽柴・豊臣）秀吉は天文六年生まれとされるので、秀吉より三歳年下となる。秀政の妻は「秀吉の姑<sup>をば</sup>」という関係にあり、よって秀政は秀吉からみれば年下の叔父になった。秀政は、秀吉が没してから約六年後の慶長九年（一六〇四）三月二十二日に、六十五歳で没した。京都・本圀寺に葬られた。諡は、陽雲日政本光院（『寛政重修諸家譜』）。

「秀吉の姑」とされる秀政の妻は、『多聞院日記』天正二十年（一五九二）九月五日条に「小出ハ大政所ノ妹ヲ女房ニ沙汰之、一段御意吉也」とあること、さらに各人の年齢構成からみても、秀吉母（「大政所」）の妹と考えるのが妥当であり、また秀政よりは年上の妻だったのだろう。この妻には、天正九年に秀吉から米三十石が支給された（『豊臣秀吉文書集』<sup>(4)</sup>三五八号、以下『秀吉』と略し、番号のみを付す）。夫の秀政より長命で、慶長十三年（一六〇

八) 十二月十三日没。法号は栄松院日寿(「小出氏系譜」『園部町史』史料編2)。

なお、「但馬小出文書」(東京大学史料編纂所影写本、以下、東大史料影写本と略称する)には、次のような秀吉自筆書状が伝来する。

かへすく、御なかこしにて候や、うけたまはり候へく候、

わつらひのよし、た、いまき、申候、やうしやう候て、十五日にうりはた、又ハ、ふなあそひに、おのく候し候間、御出候へく候、みまい申候はんか、まつく文にて申候へく候、かしく、

おとらへ

大かう

まいる

とらという名の女性が病氣と聞き、養生するように伝え、十五日に瓜畑または船遊びを催すので、とらも来てはどうか、見舞いに行きたいが、まずは書状で尋ねる、という内容である。「大かう」とあるので、秀吉が甥の秀次に関白職を譲る天正十九年以降となる。「秀吉の姑」は秀吉より長命であり、また伝来の経緯や親愛の情を込めた内容からも、右は「秀吉の姑」に宛てたものと推定され、それが正しければ名はとらだったことになる。<sup>(5)</sup>

秀政の長男吉政は、永祿八年(一五六五)に中村に生まれた。ちょうど秀吉が織田信長のもとで頭角を現し始める時期である。母は「秀吉の姑」なので、秀政の正嫡として生まれた。通称は小才次。『寛政重修諸家譜』<sup>(6)</sup>では文祿二年(一五九三)に従五位下・信濃守に叙任され、この年に播磨龍野城を与えられて二万石を領し、同四年に但馬出石六万石に移されたとするが、いずれも検討を要するので、次節以下で正していきたい。妻は伊東掃部助治明の娘。慶長九年(一六〇四)に父秀政の遺領を継ぎ、和泉岸和田城主となった。但馬出石城は、吉政の嫡子吉英が継いだ。慶長十八年二月二十九日に大坂に没した。享年四十九。高野山庫藏院に葬られ、諡は乾堂元公雲龍院。岸和田城は嫡子吉英が継いで五万石を領し、出石城は吉政次男の吉親が継ぎ、先に得ていた二千石とあわせて二万九千

七百石余を領した。

秀政次男の秀家は、慶長八年（一六〇三）三月二十三日に没した際の享年を三十七とするので、永祿十年（一五六七）の生まれとなり、長兄吉政とは二歳違いとなる。吉政と同母とする。生地は播磨とするが（『寛永諸家系図伝』）、秀吉が中国攻めに向かうのは天正年間なので、これはよくわからない。慶長二年九月二十八日付で「豊臣秀家」の名乗りで従五位下・遠江守に叙任され（『勸修寺家旧蔵記録』一三七）、和泉国大鳥郡内にて千石を領した。関ヶ原合戦では家康に従軍し、合戦後は岸和田城を守衛し、関ヶ原の敗将長曾我部盛親を石津浦で撃破した。この功により、河内国錦部郡内で千石を増され、都合二千石となり、別家を立てた。また、この秀家の功により、大坂にいた秀政以下の罪が許されたと伝える。慶長八年三月二十三日に大坂に没した。享年三十七。法名了浚。

三男日充は、母は某氏とする。京都・本圀寺栄松院住持となった。慶長十五年十一月六日に没した。享年は二十六、七とする（『小出氏系譜』）。

四男三尹は、天正十七年（一五八九）に丹波国に生まれた。母は秀政の譜では「某氏」とするが、別家を立てた秀家の譜では「秀吉の姑」とする。次兄秀家の養子となり、豊臣秀頼に仕えていた。「小出氏系譜」によれば、最初の妻は生田宇庵の娘で、実は秀頼生母浅井茶々の姪を宇庵の養女として嫁がせたものという。<sup>(7)</sup> 後妻は金森可重の娘。慶長八年（一六〇三）に従五位下に叙され、養父秀家の二千石を継いでいたが、翌年秀政が没すると、長兄吉政が岸和田城を継ぎ、但馬出石城は嫡子吉英が継ぐことになり、三尹は父の遺領から八千石を分与されて和泉陶器城主一万石となった。慶長十四年に江戸に下り、秀忠に仕えるようになり、大坂両陣も秀忠に供奉し、寛永十九年（一六四二）四月二十九日に没した。享年五十四。渋谷祥雲寺に葬られた。梅隠宗周青雲院。

五男重堅は母を安宅氏とし、生地は摂津。次兄秀家の養子となったが、のちに徳川秀忠に仕え、別家を立てて旗本化した。六男秀清は長兄吉政の家臣となり、慶長十四年二月二十日に没した（『小出氏系譜』）。

以上を前提として、秀政死後の小出家の状況を『当代記』（国立公文書館蔵）にみてみたい。慶長十三年（一六〇八）七月二十五日に駿府の徳川家康に進物を贈ったのは、和泉岸和田の小出大和守吉政（秀政の嫡子）、但馬出石の小出右京亮吉英（吉政の嫡子）、「江戸詰衆」の小出信濃守吉親（吉政の次男）の三人、同年八月二十三日には小出播磨守吉政、同年九月二日には「詰衆大和弟也」と肩書された小出大隅守三尹となっている。秀頼の配下は「大坂衆」と書かれるので、右はいずれも秀頼には属さない家として扱われていたことになる。このように、秀政の死後に、小出家は豊臣家と距離を置くようになり、徳川家への臣従化を進めていったが、<sup>10</sup>秀政が家康に仕えていたとする点については、次節以下で改めて検討したい。

## 二、小出甚左衛門の時代

小出秀政は、はじめ通称を甚左衛門といった。本節では、秀政が甚左衛門と称していた時期の事績を確定していく。まず、秀政は尾張国愛知郡中村の出身という。次の史料は、文禄二年（一五九三）九月十四日付で秀吉が発給した「尾張国愛知郡上中村三辺百七拾式石地下人二被下割符事」（『秀吉』四七二四）である。

※一、式拾五石 小出弥左衛門

※一、式拾石 小出八兵衛

一、式拾石 吉田与六郎

一、式拾石 木村源右衛門

※一、拾五石 小出弥三

一、拾七石 加藤助三

一、八石 大貳

一、五石 こうや

※一、五石 小出喜三郎

※一、五石 同与太郎

※一、貳石 同久藏

一、五石 ばば

一、五石 弥七郎

一、五石 阿波 明光寺住持異名ノ由

一、三石 仁王

一、貳石 与四郎

一、三石 とた 是モ異名ナリ

一、貳石 又五郎

合百六拾七石也、

残て五石は地下人為惣中可令支配也、

文禄貳年九月十四日 太閤御朱印

上中村在住の十八人中で、小出を名乗る人物は※を付けたように六人を数える（※は筆者補）。これは、小出秀政が中村出身とすることの傍証となろう。

秀政は秀吉と同郷出身であることから、「幼少にして秀吉につかふ」と伝わる（『寛永諸家系図伝』）。しかし、秀吉と秀政とは三歳違であり、その出仕は秀吉が自己の家臣を抱えることができる地位に出世してからだろうから、

「幼少にして」というのは、秀吉との近い関係を示すための誇張だろう。また、秀政の出身地の中村郷は、上・中・下の三村に分かれた。『太閤素生記』<sup>[1]</sup>によれば、秀吉は中々村の出身という。その一方で、『太閤素生記』に小出に関する記事は一切出てこない。既述のように上中村には小出を名乗る者が多かったが、同郷といっても秀政は中々村の出身ではなかったのだろう。

同時代史料での秀政の初出は、天正三年（一五七五）八月十二日付羽柴秀吉書状写である（『秀吉』一一八）。内容は、加藤隼人佐景隆に対し、織田信長の接待用の肴を調達してくれたことへの礼状であり、その添状発給者として「小出甚左衛門」の名がある。同年十一月二十四日には秀吉が小出秀政に対して、堀秀政からの借銭の受け取りや具足屋への扶持の渡し方、金銀の相場が安ければ買い置くことの指示などを出していた（『秀吉』一二〇）。この時、秀政は数えの三十六歳であり、秀吉の財政や物資の調達等において中心的役割をはたしていたことがわかる。

天正五年六月五日付の秀吉自筆文書（『秀吉』一三八）によれば、秀吉は安土城天主築造に配下の者を三班に分けて動員した。

てんしゆ（天守手伝）てつたいの衆（伊藤長久）

七十五人い七

十人（平野長治）  
ひらうきやう

廿人（桑山重晴）  
くわしゆり

廿人（矢野兵衛）  
やひやう

十人 たけてん助

十人 小出甚左衛門（秀政）

十人 藤太郎左衛門（伊藤秀盛）

小出秀政に関する基礎的研究

五人 (古田肥前)  
ふるひせん

五人 まつ市三

二人 (加増)  
かきさう

十式人 (石川光政)  
いしもくひやうへ

十老人 (浅野長吉)  
あさの弥ひやうへ

廿五人 (杉原家次)  
弥七郎

五人 下しん

三人 かけ五郎ゑもん

合式百廿一人

右の衆して、三はん(班)ニわり候て、まい(毎日)にち(手)のてつ(伝)たいあるへく候、しせん(自然)御か、し候ハ、御と(届)、きあるまし  
く候、

ちくせん

天正五 六月五日 秀吉 (書判)

右から、秀吉の古參家臣が判明する。秀吉の親族である杉原家次(秀吉の妻浅野寧の伯父)や浅野長吉(秀吉の義弟)らの名が確認でき、秀政も親族の一人であった。

この後の秀政の動向はよくつかめないが、天正九年十一月二十五日付秀吉自筆切手で米三十石を自身の女房に遣わすように命じられた(『秀吉』三三五八)。

こめ卅石、甚さいもん(女房)にうほうかたへ、わたし可申候、

天正九 十一月廿五日 秀吉 (書判)

〔小出秀政〕  
甚さいもん

この文書の箱書きの墨書には、「甚左衛門と申人は小出播磨守と申人也、其時蔵奉行にて御さ候、甚左衛門女房にふち方被下候、則其方へあて候御切手にて御さ候、今之大和守殿祖父にて御さ候、以上」とあった。要するに、秀政が担っていた役職は、「蔵奉行」であつたという。孫（吉英、寛文六年（一六六六）没）の代の回想なので、当時からそのような役職名で業務にあたつていたとの断定はできないが、以下の検討からは「蔵奉行」と称してよいような役割が確認できる。

たとえば、天正十一年七月十日付で秀吉は書判状を發給し、摂津平野庄を豊臣蔵入地（「台所入」とし、一柳市介直末を「代官」に任じた（『秀吉』七三六））。ところが、その同じ書判状に「諸事如先々不可有相違候」とあつたことから、平野庄の惣中が「請米」はこれまで平野庄が納めてきたと主張し、従来通りを認めさせようとした。<sup>13</sup> その結果、その主張を承認する書状を天正十一年十一月十五日付で小出秀政が単独で出しており、これに対応したのは代官の一柳ではなかつた（「東末吉文書」東大史料影写本）。ここから、秀政が代官とは別の権限をもつていたこと、それは秀吉の蔵入に関する諸事を判断する財政責任者のような立場にあつたことがわかる。なお、秀吉は天正十一年九月一日より大坂城築城を開始し、大坂に拠点を移しており、秀政も大坂にいてこの問題に対処していたとみられる。

さて、ここで秀吉の動向を確認しておく。天正元年（一五七三）に近江小谷城の浅井氏が滅ぼされると、秀吉は浅井氏旧領を与えられ、翌二年より近江長浜城の築城に着手した。天正五年十月からは中国攻めに向かい、同八年四月より姫路城修築を開始し、長浜から姫路に本拠地を移した。長浜は養子の次秀勝を置いて、そのまま支配させた。天正十年六月二日に本能寺の変となり、山崎の合戦で勝利したあと、六月二十七日の「清洲会議」を経て、秀吉は山崎城に拠点を移す。翌年四月二十一日の賤ヶ岳の戦いで柴田勝家を破ると凱旋して坂本城に入り、九月一日

より大坂城普請を開始して、大坂城を新たな拠点とする。<sup>(14)</sup>

この秀吉の動向に対し、天正元年から同十年までの秀政の動向はほとんど不明だが、おそらく秀吉の長浜移住にともない、秀政とその家族も長浜に移ったのだろう。天正五年には既述のように、安土城普請に動員された。次に秀政の動向がわかるのは、天正十年と推定される十月二十一日付秀吉書判状写〔『秀吉』五二三〕である。

態申遣候、

五幾内之儀、堅相卜候、人質共之儀、高山右近<sup>(重友)</sup>・中川瀬兵衛<sup>(清秀)</sup>・筒井順慶<sup>(康長)</sup>・三好山城<sup>(康長)</sup>・若江三人衆、何も人質共出し候事、

一、池勝<sup>(池田祖興)</sup>三手前相濟、入魂候事、

一、近江之儀、惟五郎左事、勿論我等次第入魂久久にて、長谷川藤五郎<sup>(秀一)</sup>、其外山崎源太左衛門<sup>(計家)</sup>・池田孫二郎<sup>(京雄)</sup>・山

岡、何も城之儀堅申付候、自然何々より悪逆人罷出候共、物之数にて有間敷候て、若何たる雑説申候共、不

可許容候、空兵衛<sup>(石川光政)</sup>をも遣候間、何も申談、神妙ニ留主儀可申付候、恐々謹言、

筑前守

十月廿一日 秀吉（書判影）<sup>(天正十)</sup>

小出甚右衛門殿<sup>(秀政)</sup>

松浦弥左衛門殿<sup>(重政)</sup>

蒔田平左衛門殿<sup>(久勝)</sup>

薄田伝兵衛殿

寺沢藤右衛門殿<sup>(広政)</sup>

平野右京殿<sup>(長治)</sup>

石田四郎兵衛殿

寺川権大夫殿

一牛齋

この時、秀吉は山崎に滞在中であった。五畿内での戦況や政治状況を伝えるとともに、文末で「留主儀」を命じていることから、この九人は姫路城留守居であり、その筆頭に秀吉が位置していたと理解されている。<sup>(15)</sup>

ところが、翌天正十一年七月二十九日付秀吉書判状写〔『秀吉』七四三、ただし影写本を確認して一部の文字を改めた〕には、次のようにある。

尚々其元之入夫ニ申付候て大津まで可相届候、将亦蒲生飛騨<sup>(兵部)</sup>かたより指出帳遣候、三万余之分相改候て様子可申越候、即指出此者遣候、以上、尚々勘左衛門尉遣候、以上、

淀城用にて嬭覆百間分よく候ハンを可相越候、ぬきも同前候、委細一柳勘左衛門尉<sup>(直次)</sup>可申候間入念可被相越候、恐々謹言、

筑前守

七月廿九日 秀吉 花押

石川空<sup>(光政)</sup>兵衛尉殿

小出甚左衛門尉殿<sup>(秀政)</sup>

伊藤太郎左衛門尉殿<sup>(秀盛)</sup>

戸田三郎四郎殿<sup>(勝隆)</sup>

田中 小十郎殿<sup>(吉次)</sup>

山田又右衛門尉殿<sup>(吉延)</sup>

蒲生氏郷が秀吉に帰順している点から、これは天正十一年発給とみなされる。指示内容は、まず淀城用の塀覆百間分のよい物を調達して、大津まで「其元」の人夫に届けさせること。そのために一柳直次を遣わす。さらに近江日野城の蒲生氏郷より指出帳が届き、三万石余というので、よく様子を改めて報告すること。そのために直次に指出帳を持参させる、というものである。秀吉は七月二十一日より二十九日まで坂本滞在が確認できるので、本状は坂本から出された。「其元」の特定は難しいが、坂本および大津以外であり、蒲生氏郷の日野城に付随する領地を改めよというのであれば、日野城の近くだろうから、長浜城の可能性が高い。姫路城は山崎合戦後に秀吉の弟秀長の居城となったので、姫路城留守居の多くは山崎城に移ったのだろうが、姫路城留守居九人のうちで小出秀政のみが、石川光政ら五人と合流して近江差出検地に関与した<sup>16</sup>。なお、石川光政は、この約三か月後の十一月九日に没した<sup>17</sup>。

八月一日には、近江だけでなく、河内・摂津・山城・丹波・播磨での知行割替えが進められた。秀吉の親族のうちでは、杉原家次が近江坂本城主となり、近江国内の志賀・高島・神崎の三郡で三万二千百石が与えられ、豊臣蔵入地二万六百六十石も預けられた（『秀吉』七七〇・七七二）。浅野長政は近江瀬田城主となり、近江国甲賀・栗田の二郡において二万三百石が与えられた（『秀吉』七四八・七四九）。

ところが、小出秀政が城主に取り立てられた形跡はない。八月一日付で嫡子小才次（吉政）に、河内国高安郡万願寺五百八十石・同五条四百三十五石、都合千石余が与えられたに過ぎなかった（『秀吉』七六八）。城主となり、一万石を超える領地を与えられることは、秀吉軍団の一翼としての軍役も賦課されるから、秀吉は秀政に番方としての役割を求めているなかったということになる。

八月一日には加藤清正にも、近江・山城・河内の三国内で三千石が宛がわれた（『秀吉』七五八）。その秀吉の宛行状には、次のようにある。

〔包紙ウハ書(河内)〕か八ちの分一柳市助渡候、

加藤虎介殿(清正)

あぶみの分(近江) 小出甚左衛門(秀政) 渡候、  
森三右衛門

江州・城州・河州於三ヶ国之内所々、都合參千石事、目錄別紙相添、令扶助訟、永代全可領知之状、如件、

天正十一

八月朔日

秀吉(書判)

加藤虎介殿

「包紙ウハ書」にあるように、河内は一柳直末、近江は小出秀政と森三右衛門から知行地を渡す旨が記されている。秀政が近江差出検地において主要な役割を担っていたことを裏付ける。森三右衛門は不詳だが、秀吉が小出秀政と森三右衛門を組ませて担当させた仕事としては、次の天正十三年と推定される秀吉朱印状がある(『秀吉』一六五四)。

〔包紙ウハ書〕加藤孫六殿(嘉明)

〔朱書〕小出甚左衛門(秀政)

森三右衛門

徳永石見(秀忠)

渡口

其方知行分、船有次第召連相越、尼崎・西之宮(摂津出辺郡)遍より十日之間、くり石至于大坂可相届候、何も撰州(鎌田)なだめに在之くり石届候間、可得其意候也、

十月廿三日(朱印)  
(天正十三年)

加藤孫六殿(嘉明)

小出秀政に関する基礎的研究

秀吉の朱印文書のため天正十三年と推定されている。内容は、加藤嘉明の知行内の船を動員して尼崎・西宮辺りから大坂まで栗石を運搬し、大坂で小出・森・徳永に渡すように指示している。こうした大坂での普請物資の受け取りも、秀政の仕事だった。なお、小出と森が組んだのはこの二件が確認されるのみなので、固定したバディという関係ではなかったようだ。

天正十二年六月に秀吉は蒲生氏郷を近江日野城から伊勢松ヶ島城に移し、日野町に対して八か条の掟を発令した。喧嘩口論乱妨狼藉停止、諸役免除、町人の他所への退散禁止、ただし、松ヶ島へは可とする、地下人に対し押買以下禁止、山林竹木の切取禁止、田端作毛を荒らさないこと、諸侍が家を陣取りすることの禁止、である（『秀吉』一 一一一）。八月六日になると小出秀政と伊藤秀成の連署で日野町惣中に対し、次の書状を与えた（『朝日山文書』「西田文書」東大史料影写本）。

当郷誰々御給人被付候共町中之義者被任御朱印之旨諸公事被成御免除候間可被得其意候、御給人付候ハ、此理可被申候、若御給人於無同心者其趣可被申上候、恐々謹言、

伊藤太郎左衛門尉

八月三日 秀盛（書判写）

小出甚左衛門尉

秀政（書判写）

町惣中

内容は、当郷に誰が給人として付けられようと、町中は秀吉朱印状の旨に任せて諸公事免除を確約するものである。これは秀政が大坂の平野庄に対して、請米は先規の通りと保証した職掌と通底する。ここで連署した伊藤秀盛は、天正五年の安土城普請にも名がある古参家臣であり、同十一年に近江指出検地を担当した九人の中にも名が確

認  
で  
き  
る。

その五か月後の十一月二十日には、次の文書に二人は署名した（「安井家文書」東大史料影写本）。

今度久宝寺請米之儀付而、寺沢藤右衛門糾明候、雖然、各為肝煎去年五拾石之請米二候しを、百石之請所二相  
定候、然上者、屋敷かた一円此中如有来其方可為進退、聊不可有相違候、仍状如件、

天正十二 伊藤太郎左衛門尉

十一月廿日 秀盛

蒔田平左衛門

久勝

石河加介

光茂重

一牛齋

能得

小出甚左衛門

秀政

安井清（定次）右衛門殿

御宿所

宛名は河内国洪川郡久宝寺村の有力者の安井清右衛門定次である。この書状を分析した寺沢光世によれば、定次は次第に寺沢広政の下代に格付けされるようになるという。また、差出の石川光重（光政の弟）・伊藤秀盛・小出秀政・寺沢広政・蒔田久勝・一牛齋能得の六人を秀吉の「側近六人衆」として捉え、本文書が「側近六人衆」の初見

文書とし、また、この六人は上方蔵入代官でもあったとする。ただし、この段階で秀政が上方蔵入代官であったとする根拠は弱い<sup>18)</sup>。また、六人の内、小出・寺沢・蒔田・一牛斎の四人は、天正十年の姫路城留守居九人の中に名がある人物であった点に注意したい。

「側近六人衆」と上方蔵入代官の正否はひとまず措き、さらに事例を補足する。天正十三年には伊勢遷宮があり、その渡米の請取状を受納した旨を小出秀政と伊藤秀盛の連署で遷宮の奉行を担当した稲葉勘右衛門重通に十月二十七日付で発給した。伊勢神宮側の算用状では、「京にて渡し候」「京にて米のわたしくちうつし」などであり、米は京都の蔵から受け取っていた(『慶光院文書』『三重県史』資料編中世Ⅰ下)。この時、小出・伊藤の二人がどこにいたかは判明しないが、京都の蔵米の支払いをも職掌としていたことがわかる。つまり、「蔵奉行」としての職掌であり、代官ではない。

また、天正十四年二月二十九日付で、栗石船の船頭の飯米を渡すように命じた秀吉の「切符」がある(『秀吉』一八五七)。

く(栗石船)りいしふねせんどうのはんまいとし(飯米)て古米百石、たしかにはかりわたすへきもの也、

天正十四年二月廿九日 (朱印)

小出甚左衛門尉とのへ

秀吉は二月二十八日に大津、三十日に大坂着。この年は坂本城を廃して、大津城を造営するので、大津城普請のための栗石と推定されるが、その栗石を運ぶ船頭の扶持米百石を渡すようにと秀政に指示が出された。

これら秀吉発給の「切符」を総合的に分析した谷徹也は、「切符」はまず政権から渡し先へと送られ、請求人が宛名に記された人物(代官)のもとに行き、現物と「切符」を引き換えたものと想定した<sup>19)</sup>。これを踏まえれば、秀政は代官だったことになるが、秀政がどこの蔵入地を管理する代官だったのかはやはり特定されていない。また、

宛名に記された代官の手に「請取状」が残ると説明するが、秀政を宛所とする「請取状」は一通も確認できない。この点でも、秀政を代官だったとするには疑念が残る。

天正十五年二月八日付で、秀吉は次のような指示を秀政に与えた（『秀吉』二〇九八）。

播州高砂尾藤左衛門尉知行分式千六百石之事、田地<sup>等</sup>不荒候様、煎肝可申付事專一候也、

天正十五

二月八日（朱印影）

小出甚左衛門とのへ

指示内容は、同年の九州出兵の不手際で改易された尾藤知宣の知行地の田畑が荒れないように世話をせよとのことであった。これは秀政が高砂の代官となり、年貢や諸役の上納を請け負ったのではなく、改易によって一時的に蔵入地化した土地の管理業務を任されたということではないだろうか。

ところで、小出秀政は、天正十三年（一五八五）に和泉岸和田城主になったとされる。この年の四月までに秀吉が紀伊・和泉兩國をほぼ平定し、五月には岸和田城に置いていた中村一氏を近江水口城に移し、桑山重晴・木下家定が城番を勤めていたが、七月に秀政を岸和田城主とした。ただし、秀吉朱印状等は確認されていない。文禄三年（一五九四）に六千石を増増された際には、秀政の本知は四千石とあるので（『秀吉』四九四七）、文禄三年までには四千石を宛がわれたのだろうが、城主ともなればそれなりの領地が必要となるはずである。そのため、秀政の立場は、「大名の城主ではなく、城代・城番ないし代官」だったとされている。<sup>20</sup>この時点では、岸和田城に付随する秀吉の蔵入地を管理する代官になったとみることは可能だろう。ただし、秀政に対する蔵入目録や算用奉行による決算文書等は確認できていない。<sup>21</sup>

その一方で、天正十五年九月二十四日になると、嫡子吉政に和泉国内で六千石が宛がわれた（『秀吉』二二二四）。

和泉国南郡加毛利郷參千五百七拾石、同五ヶ庄内八百七拾壹石、同埴部郷内千五百五拾八石、都合六千石令扶助訖、全可領知候也、

天正十五

九月廿四日（朱印）

小出小才次（吉次）とのへ

秀政への宛行状はこの時も確認できないが、これと秀政の四千石を合わせれば岸和田一万石となる。そのため、これを秀政宛と混乱した記述が散見されるが、秀政宛ではなかった点を正しく位置づけるべきである。要するに、秀吉側近<sup>(2)</sup>として役方を勤める秀政とは別に、吉政が六千石で軍役（番方）を勤めるというように、父子で政権内での役割を分担したとみられる。

なお、同じ九月二十四日には、天正十三年より播磨姫路城代であった木下家定（秀吉の妻浅野寧の実兄）が播磨国内で一万千三百四十二石を増された（『秀吉』一三二一）。浅野長吉（秀吉の義弟）は九月五日に若狭一国を得ていたが（『秀吉』二二八七）、九月二十八日にはさらに近江志賀郡内で二千五百四十八石を扶助された（『秀吉』二二二〇）。福島正則も九月五日に伊与国十一万三千二百石を与えられた（『秀吉』二二八八）。このように秀吉の親族の増加が同時期に行われたが、それらと比較しても小出に対する知行宛行は低く抑えられていた。

以上、小出秀政が通称の甚左衛門を称していた時期は、秀吉の側近として物資の調達、各地の豊臣蔵入地から秀吉の居城等に設置された蔵に納入された蔵米の支払い（「蔵奉行」、検地奉行、蔵入地における問題発生時の対応）にあたっており、その行動範囲は播磨・近江・摂津・伊勢・山城と広域に及んでいた。天正十三年からは岸和田城を預かり、代官的役割をも果たすようになるが、秀政はそのまま秀吉側近として役方を担い、嫡子の吉政が番方を担当するように役割を分掌していったとまとめられる。

### 三、小出播磨守の時代

小出秀政が甚左衛門から受領名の播磨守に改名する時期は、明確ではない。<sup>(23)</sup> 前節でみたように、天正十五年（一五八七）二月までは甚左衛門を用いていた。叙任文書等が伝来しないため現段階での特定は難しいが、遅くとも天正十六年四月に挙行された後陽成帝の聚楽行幸までには従五位下に叙爵され、播磨守を名乗り始めた。「聚楽行幸記」（大阪城天守閣所蔵文書）では、関白前駈右三十七人の八番目に「小出播磨守」とある。聚楽行幸の供奉人数の必要から、諸大夫成をしたのだろう。

また、長男吉政は関白秀吉の行列の最後尾に布衣三人の一人として「小出信濃守」とある。よって、『寛政重修諸家譜』で、吉政が従五位下・信濃守に叙任されたのは文禄二年（一五九三）のこととするが、これは誤りである。吉政の場合も叙任文書が確認できないので、日時の特定はできないが、天正十五年九月二十四日付で出された秀吉朱印状で吉政に和泉国内六千石を宛行われた際の宛名は「小出小平次」だった。よって、吉政の場合も天正十六年四月の聚楽行幸の準備過程で信濃守を名乗るようになったのだろう。なお、布位は六位相当であったが、豊臣期に創出された布衣は従五位下に叙された。<sup>(24)</sup>

天正十六年・同十七年の動向はつかめないが、天正十七年に四男の三尹が丹波国に生まれた（『寛永諸家系図伝』）。この時期には、丹波亀山に秀吉の養子の小吉秀勝が置かれていたので、その補佐にあたっていたのかもしれない。

天正十八年に秀吉は小田原に向けて出陣した。秀政がこれに従軍したことは、次の四月五日付書状に署名があることから明らかとなる（「本法寺文書」東大史料影写本）。

急度申入候、仍去廿九日にら山・同山中之城御責被成、  
（豊臣秀次）中納言様山中城御責崩被成候、彼城主悉御打捕被成、  
上様御機嫌無申計候由候、にら山も落居仕候、御注進状写進、御取詰之由申候、追々御吉左右可申入候、恐々

謹言、

石川伊賀守

卯月五日 光重（書判）

小出播磨守

秀政（書判）

伊藤加賀守

秀勝（書判）

寺澤越中守

廣政（書判）

蒔田相模守

久勝（書判）

大坂御留守居衆中

蒔田久勝・寺沢広政・伊藤秀勝・小出秀政・石川光重の五名が秀吉側近として小田原に従軍し、大坂城留守居に小田原の戦況を伝える役割を果たした。「側近六人衆」のうち、一牛斎を欠く五名が連署している。また、宛所に「御留守居衆」とある点に着目すれば、大坂城留守居は複数名がいたとみなされる。姫路城留守居が九人であったことを想起すれば、秀吉の本拠である大坂城にも同程度の人員が残されていたと考えられる。かつ、秀吉側近集団のなかでの組み分け（活動をともに行う小集団）は固定しておらず、側近集団の中から秀吉に同行して諸用を担う側近がいる一方で、同行せずに残った者が留守居となる、という関係性がみえてくる。小出の場合でいえば、天正十年は姫路城に留守居として残される組だったが、小田原の陣では秀吉に同行する組に入ったということになる。

天正十九年八月に秀吉の世嗣鶴松が危篤となり、秀吉は各社寺に病氣平癒の祈禱を命じた。これに関わって、「側近六人衆」が連署で秀吉の意思を伝えた。<sup>25)</sup> 次は近江浄信寺の伝来文書である（「浄信寺文書」東大史料影写本）。

為当座初尾三百疋被進之候、以上、

今度、若君様於御本復者最前之御立願可令社納候、其上二重而五十石可有奉加之由、被仰出候条、被得其意於神前可被抽懇祈事専用候、恐々謹言、

増田右衛門尉

八月三日 長盛（書判）

小出播磨守

秀政（書判）

伊藤加賀守

秀盛（書判）

寺沢越中守

弘政（書判）

石川伊賀守

光重（書判）

民部卿法印

玄以（書判）

木本上人

「最前之御立願」とは秀吉母が病氣になった際の祈禱料をさし、今回の「若君」<sup>（鶴松）</sup>の病氣が本復したらその納入に加

小出秀政に関する基礎的研究

え、五十石を奉加する、という趣旨である。<sup>(26)</sup> 他寺社宛のものは、石高や文面、署名順などに多少の異同はあるが、趣旨は同じである。秀吉の蔵からの米の受払いが生じるため、小出を含む六人（前田玄以・石川光重・寺沢広政・伊藤秀盛・小出秀政・増田長盛）の署名で発給された。ここでは「側近六人衆」から蒔田の名がなくなり、前田玄以と増田長盛が新たに加わった。

天正十九年八月八日には、大坂・天王寺秋野房に対し、秀政は単独で次のような文書を出した（「秋野房文書」東大史料影写本）。

態令啓候、仍、大政所様より被仰候、関白様為御祈祷真読大般若如常々御請候へと被仰出候、早々其御意得專一候、八木之儀ハ如常弥右衛門所にて可被請取候、為其令申候、恐々謹言、

天正拾九年

八月八日 秀政拝

秋野殿

御宿所

秀吉母（「大政所」）から関白秀吉の祈祷をいつも通りに執行するようにと意向が示され、祈祷料の米も通常通り弥右衛門から受け取るようにとのことであった。この直前の八月五日に鶴松が淀城に没しており、憔悴した秀吉を案じたものだろう。これも蔵米からの支払いが関わっていることから、秀政が文書を発給したと考えられる。

その一方で、翌天正二十年には大坂・天王寺で催される勸進能の際の制札を秀政は単独で発給した（「大阪歴史博物館所蔵文書」東大史料写真版）。

制札

於天王寺勸進能在之付而、喧嘩口論国質所質之事

右者堅可令停止者也、若違犯輩ハ不及是非可為曲事者也、

天正廿年卯月日 小播磨守（書判）

秀吉は天正二十年三月二十六日に京都を發し、四月二十五日に名護屋に到着した。よつて右は秀吉不在中のことであり、大坂城留守居の権限によるものだろう。また、文祿四年（一五九五）五月六日には次のような書状を出した（「撰津・浄照坊文書」東大史料写真帳）。

以上、

なへや町東かわ面六間口家之事、助左衛門入道方分兵部方へ令怙却候由、意得候也、

小出播磨守

文四年

五月六日「宋家賢章」

兵部

大坂城下の浄照坊が寺地を売却する旨を了承している。慶長四年（一五九九）に大坂城を訪ねた醍醐寺三宝院門主義演は秀政を「町奉行」と表現しているから（『義演准后日記』）、これらの職務は秀政がすでに大坂町奉行の立場にあつたことを示すのかもしれない。

次の史料は年未詳だが、大仏普請に関する書状である。木食応其が大仏の普請を開始するのは天正十九年（一九一）二月からであり、応其は関ヶ原合戦後に隱棲する<sup>(27)</sup>。よつて、その間のものとなる（「関保之助氏所藏文書」東大史料影写）。単独で書状を發給し、大仏普請場まで石を運ぶようにと命じている。

尚々、大仏木食へ早々相渡可申候、以上、

態申遣候、大仏へ御用二付、其地石切あり次第申付、人を相副、大仏まで上可申候、片時も急申候間、無由断

様ニ可申付候、恐々謹言、

播

二月九日 秀政（書判）

権内殿

天正二十年五月十八日に名護屋在陣中の秀吉が、京都にいる関白豊臣秀次に与えた朝鮮出兵に関する条書二十五か条では、関白秀次の名護屋在陣を来年二月とし、各人の配置を示したあと、最終条では、次のように指示を出した（『秀吉』四〇九七）。

一、民部卿（前田玄以）法印・小出播磨守（秀政）・石川伊賀守（光重）以下令用意、御左右次第可致參陣旨可被申聞事、

右条々、被仰含西尾豊後守候之条、可被得其意候也、

天正式十

五月十八日 秀吉（朱印）

（秀次）  
関白殿

前田玄以・小出秀政・石川光重は名護屋下向の準備を進め、命令次第に參陣するようにと伝えられた。この段階で「側近六人衆」のうち、前田玄以・小出秀政・石川光重の三人が大坂城留守居として残されていたことが確認できるが、この後に秀政が名護屋に下向した事実はない。

秀政に代わって名護屋に在陣したのが、嫡子吉政である。天正二十年七月二十二日付「名古屋御留主在陣之衆」（『秀吉』四二二五）では、「西之丸御前備衆」のなかに、小出吉政が四百人で在陣を命じられている。<sup>(28)</sup>のちに小出秀政とともに秀頼に仕える片桐且元やその弟の片桐貞隆が、名護屋に在陣して軍役を果たしたのと比較しても、秀政自身には軍事的な奉公が求められていなかった側面が浮き彫りとなる。

天正二十年七月二十二日に秀吉母が没した。秀吉は急ぎ名護屋から上方に戻ったが、死に際には間に合わなかった。八月四日には、母の菩提を弔うため、高野山に剃髮寺の建立を決める。その名代として聖護院門跡を登山させるにあたり、中村一氏と小出秀政の二人を供奉させた(『高野山文書』二―三三九号)。また、同日付で興山上人(木食応其)に対しても、追善のため剃髮寺を建立するので、米一万石を遣わす旨を命じた。その朱印状の添状発給者には中村一氏と小出秀政の名が書かれた(『高野山文書』二―三四七号)。よって、先の秀次に宛てた二十五か条により、秀政が関白秀次の命令を受ける存在になったようにみえるが、秀政はその後も引き続き秀吉側近として行動していたことがわかる。

その秀吉の在坂中に、「側近六人衆」の一人とされる寺沢広政の勘当事件が起きる。『多聞院日記』天正二十年九月五日条には、次のようにある。

一、今度西ヨリ太閤御上ノ時、大木共数多クサリ浮テアリ、日本国ノ木奉行ハ寺沢越中守也、六万石ノ知行取、太閤一段御目ヲカケ被召遣六人之由也、此材木如此クチクサラセタル事曲事也、大仏以下材木大切ナルニ、如此所行曲事トテ、御堪当ト云々、是ハ下地小出播磨守ト河州御代官所ニテ此夏水事ニ散々及喧嘩、其ネタミニテ太閤へ悪ク取成ス故ニ如此云々、小出ハ大政所ノ妹ヲ女房ニ沙汰之、一段御意吉也ト被語了、秀吉の木奉行であった寺沢広政が材木を腐らせたことを曲事とみなされ勘当されたといひ、寺沢は秀吉が特に目をかけて使っている「六人」の一人だったという。この背景には、今夏に河内代官所で起きた水公事における喧嘩の処置を小出秀政が嫉み、秀吉に悪く取りなしたためだとされた。<sup>(29)</sup>小出は秀吉母の妹を妻としており、秀吉の意向がよい人物である、と説明している。寺沢光世は、右の結果、寺沢広政は京都嵯峨に隠棲することになり、かわりに世子正成が長崎奉行となり、名護屋城の留守を預かるなど、かえって広政の「六人衆」としての役割を引き継ぐが、「側近六人衆」はここで解体するという。さらに、「六人衆のうち寺沢弘政は子の正成に交代して長崎に分離

し、また小出秀政も大政所の死により親族代表を浅野長政に譲ることになり、さらに古參の石川・伊藤も退陣し、六人衆は事実上解体した」と位置づけた。<sup>30)</sup>

さて、ここまで便宜的に「側近六人衆」という組み分け名を用いてきた。しかし、小出秀政に即して検討すれば、「側近六人衆」という固定的な組み分けがあったようにはみえない。さらにいえば、秀政がこのあとに秀吉側近の地位から離脱するような事実も確認できない。以下、事例を示そう。

秀吉は天正二十年十月一日に大坂をたつて再び名護屋に向かい、十一月一日に名護屋入りして越年する。年末の十二月二十四日付で次のような指示を秀次に与えた（『秀吉』四三六三）。

尚以様子委細長東（正家）・木下半介（吉盛）可申進候、以上、

態申候、被成御扶持候諸浦加子共、配当以下被下、在々江為可被相甘被差返候、然者正月十五日以前二藏米相積、可罷下旨被仰付候条、弥被相改、右之日限二可被差下候、船かた於由断仕者、可被加御成敗候、賃船二て三万石可下候由、代官共二被仰付候間、是又帥法印（款仲）・小出（秀政）・松浦（光重）・石川（秀盛）・伊藤加賀を初而、堅可被申付候、恐々謹言、

極月廿四日 秀吉（朱印）

関白殿（秀次）

大意は諸浦の加子の慰労のために配当以下を与えて差し返すため、正月十五日より前に蔵米三万石を賃船で名護屋まで届けるようにと各代官に命じたので、帥法印歛仲・小出秀政・松浦重政・石川光重・伊藤秀盛を初めとして厳命するように、という内容である。言い換えれば、大坂城など、上方にある豊臣政権の蔵に納入されるべき三万石が、各代官所から直接、名護屋に向かうことの周知徹底を留守居たちに伝えるよう秀次に命じたのである。<sup>31)</sup>留守居は、帥法印歛仲が筆頭にあり、松浦は姫路城留守居以来だが、小出・石川・伊藤といった馴染みのメンバーが名

を連ねている<sup>(33)</sup>。これを見ても、秀政は秀吉の用命をうけて行動する立場を維持していたとわかる。

その一方で、秀政は文禄三年（一五九四）六月五日付豊臣秀吉朱印状で、和泉国日根郡と南郡の二郡内で六千石の加増をうけ、都合一万石となった（『秀吉』四九四七）。

知行方目録

- 一、千貳百石 泉州日根郡淡輪
- 一、八百石 同 箱造
- 一、千九百石五斗五升 南郡 木島
- 一、六百九拾六石 麻生内 中村
- 一、八百七拾壹石 南郡内 五ヶ庄
- 一、五百三拾式石四斗五升 同かもの郷内ぬか塚
- 以上六千石

右、為加増令扶助之訖、本知四千石、合壹万石、全可領知候也、

文禄三年六月五日（朱印）

小出播磨守とのへ

すでに得ていた本知四千石と合わせて、ようやく一万石を得ることになった。これは、同日付で、嫡子吉政が播磨龍野二万五千二百二十石に移されたことに連動する（『秀吉』四九四八）。これまでは父子あわせて一万石の領地だったが、基本的には吉政の六千石が秀政に与えられた。山大井内おふ村と新在家村が南郡内五ヶ庄とかもの郷内ぬか塚に変えられたが、他は吉政が得ていた知行地と同じである。なお、これは木下勝俊（浅野寧の甥）が若狭後瀬山城に移されたあとの措置であり、豊臣家親族による龍野支配が継続されたことになる。

文禄三年十月には、関白秀次の聚楽城に秀吉が「御成」をすることになった。九月十九日付で秀政は国元にいる吉政に書状を送り、早々に上洛して供奉の用意をすること、吉政のことは「皆々」によく申し置くと伝えた（「金井文書」東大史料影写本）。独立した城主として吉政が豊臣政権に位置づくことへの父親の期待がよく表れている。文禄四年八月三日になると、吉政は秀次事件で失脚した前野但馬守長康の跡を受けて、但馬出石五万三千二百石を得た（『秀吉』五二四一）。

但馬国内前野但馬守分五万三千弍百石之事、令扶助畢、目録別紙有之、全可領知候也、

文禄四

八月三日（朱印）

小出大和守とのへ  
（吉政）

同日に、父の小出秀政も二万石を加増され、計三万石となった。『寛政重修諸家譜』では、天正十三年に和泉国岸和田城を得た際に三万石を領したような記述をとるが、この段階でようやく秀政は三万石の岸和田城主となったのである（『秀吉』五二四〇）。以下、領地の変遷が確認できるように、長文となるが引用しておく。

知行方目録

- |              |      |             |                               |
|--------------|------|-------------|-------------------------------|
| 一、千四百八拾七石三斗  | 泉州南郡 | 加守郷         | <small>春木磯上村<br/>よしい村</small> |
| 一、八百九拾六石五斗五升 | 同    | 八木郷之内       | <small>ふかい村<br/>ミとろ村</small>  |
| 一、弍千六拾四石七斗弍升 | 大島郡  | （和）<br>ミき田谷 |                               |
| 一、三千四百九拾七石二斗 | 同    | 八田村         |                               |

一、三千八百七拾石 大鳥郡 (上神)  
にわ谷

一、百貳拾四石七斗 同 (草部)  
くさへの内

一、貳千三百九拾九石壹斗五升 同 (陶器)  
たうき村

一、三百四石四斗 日ね郡 (根) しらかし知行分出米  
おの里 (男)

一、貳百九拾壹石九斗九升 同 (渡有手)  
鳥取庄 ほうて

一、貳百七拾四石九斗 同郡 (深日) しらかし知行分  
ふけゐ村 かいかけ

一、貳百九拾八石四斗三升 (谷川)  
たかわ村

一、拾壹石壹斗三升 大和大納言殿内かち原左介知行分出米  
こし島村

一、五百九拾九石四斗九升 室町殿知行出米分  
くさへ村 (草部)

一、百八拾三石八斗九升 同  
田中村

一、八拾貳石五斗六升 大鳥郡小給人出米分  
もすの庄 (百舌鳥)

一、三百九石貳斗七升 小出播磨知行出米分  
はふ郷 (玉生)

一、五石七斗五升 いつみ郡片桐主膳知行出米分  
上条郷

一、四百六拾石壹斗四升 大鳥郡内さかい十六ヶ寺并本願寺領出米分  
つくの尾 (一ノ尾)

一、千百五拾六石四斗

小出播磨知行出来分  
淡輪

一、四百七拾七石四斗五升

室町殿分新儀二入  
田中村一併ケケ  
はちかミネ一併

いづみ分  
以上壹万八千七百九拾五石四斗貳升

一、七百貳拾四石五斗八升

加守郷之内  
西ノ内村

一、四百五拾六石三斗五升

同  
野村

一、貳拾六石三斗七升

同  
かもり村内（加守）

以上千貳百七石三斗

合貳万石 御加増

本知分

一、貳千五百壹石

麻生  
かい塚

一、六百九拾六石

同中村

一、貳拾八石四斗八升

海塚やしきかた

一、五百拾壹石六升

右三ヶ村出来

一、千四百貳拾四石六斗六升

岸和田

一、九百九拾六石八斗六升

箱造（作）

一、貳千八拾貳石三斗九升

木島

一、千百四拾五石式斗三升

五ヶ畑  
加守郷内

一、六百三石五斗三升

ぬか塚

一、拾石八斗

はふ出米内

以上壹万石 本知

都合 三万石 内

壹万石 本知  
貳万石 御加増

右令扶助訖、全可領知候也、

文祿四年八月三日 (朱印)

小出播磨守とのへ

以上のように小出秀政は、和泉岸和田城主として三万石の軍役を果たすべき存在に位置づけられた。言い換えれば、番方としての役割を期待されるようになったのである。

さらに文祿四年正月十五日には、「北政所」(浅野寧)の知行地である摂津欠郡平野庄他一万五千六百七十二石余の代官を命じられた(『秀吉』五一〇六)。秀政の代官地が判明するのは管見の限りこれのみだが、『武家事紀』で秀政は大坂代官の一人であったとすることは指すのだろう。ただし、これは親族としての関与であり、それまでの秀政の職掌に敷衍することは慎重であるべきだろう。というのも、秀政の没後は、寧の実兄木下家定が代官を担当することになるからである(「末吉文書」東大史料影写本)。

慶長二年(一五九七)には、平戸松浦氏から進上された象の世話を命じられた(『秀吉』五六二七)。

平戸松浦道可取次象一疋進上候、早々請取引上之、其地二箇所作事仕、飼料已下右案内者二相尋、不疲様二可入念候、船中遠路長々困氣之由候間、無由断可申付候、頓而有御下向、可被成御覽候、施薬院申次候条、為可引渡被差越堀又六候、相談可請取之候、委曲彼者可申渡候也、

七月十三日（朱印）

小出播磨守とのへ

『孝亮宿祢日記』慶長二年七月二十九日条に、「自大唐来象」とある。七月十三日に秀吉は京都に滞在しており、以後は伏見と京都を往復する日々なので、秀吉が「下向」する「其地」とは伏見城ということになる。なお、『豊臣秀吉文書集』七では宛所の「播磨守」に「吉政」と傍注を付けているが、「秀政」の誤りである。

慶長三年三月に催された醍醐の花見で、秀政は「まん所さま」（浅野寧）に田中兵部吉次とともに供奉した。「にしの丸様」（浅井茶々）は木下周防延重・石河掃部一宗、「まつ丸さま」（京極龍）は朽木河内元綱・石田木工正澄・太田和泉牛一、「三の丸さま」（織田氏）は平塚因幡為広・片桐市正且元、「か、さま」（加賀前田摩阿）は河原長右衛門・吉田又左衛門となっていた（慶応義塾大学図書館蔵「大かうさまくんきのうち」）。

以上のように、「側近六人衆」の解体とされる寺沢広政の失脚後も、小出秀政は秀吉側近としてそれ以前と同様に様々な秀吉の用命を担い続け、必要に応じてチームを組んで行動していた。「側近六人衆」のうち、前田玄以・増田長盛は浅野長政・石田三成・長束正家と組んで、豊臣蔵入地の算用決済文書に署名する算用奉行となり、秀吉晩年にはその「御意」を伝える奉書を発給する「五奉行」化を果たしていくが、そのことがすぐさま秀政が秀吉側近としての地位から脱落したことを意味するわけではない。従前に述べた小出秀政の事績を踏まえれば、まず秀吉の用命を受けて行動する側近集団が漠然として存在しており、その中から秀吉の個々の用命を受けて奉行となり、単独あるいは複数でチームを形成し、その任務にあたったものであり、その組み合わせは柔軟であり、「側近六人衆」という厳然とした組み分けが通時的・固定的に存在したわけではない。また、文禄四年（一五九五）八月に小出秀政は岸和田城主三万石となり、番方としても位置づくようになり、あわせて蔵入代官も任うようになっていったとまとめられよう。

#### 四、豊臣秀吉没後の小出秀政

小出秀政は豊臣秀吉の親族および古参家臣であり、秀吉側近の重要なメンバーでありながら、浅野長政とは異なり、豊臣政権の「公儀」を担う職制化を遂げる「五奉行」のメンバーに入ることはなかった。しかし、秀吉が没するまで、その側近としての立場に変化はなかった。それを裏付けるのが、秀吉死去時の遺産分けである（「古屋幸太郎文書」東大史料影写本）。

慶長三年（一五九八）七月十五日に秀吉の遺産配りがあり、その際には新家・御嚙・奉公・法印・「御用被仰付候衆」・九州などの集団に分けられた。そのうち、小出秀政は「御用被仰付候衆」の筆頭に名があり、金子三十枚を得た（表1）。ここからも、秀吉から諸用を命じられる側近として、秀政が重要な立場にあり続けたことがわかる。こうした秀吉の諸用を担当する者たちは、その時々状況に応じて、検地奉行、材木奉行、普請

小出秀政に関する基礎的研究

表1 「御用被仰付候衆」

|    | 人名    | 史料表記    | 遺物金(枚) | 備考          |
|----|-------|---------|--------|-------------|
| 1  | 小出秀政  | 小出播磨    | 30     | 豊臣秀吉の叔父     |
| 2  | 木下家定  | 木下肥後    | 30     | 浅野寧の兄       |
| 3  | 生駒親正  | 生駒うた    | 15     |             |
| 4  | 石川光元  | 石川紀伊守   | 15     | 10人衆        |
| 5  | 杉原長房  | 杉原はうき   | 15     | 浅野寧の従弟      |
| 6  | 大野治長  | 大野修理    | 15     | 浅井茶々の乳母の子   |
| 7  | 片桐且元  | 片桐市正    | 15     |             |
| 8  | 木下利房  | 木下宮内    | 15     | 木下家定次男      |
| 9  | 石田正澄  | 石田木工    | 15     | 石田三成の兄・10人衆 |
| 10 | 三雪    | 三せつ     | 10     | 寧の姉の夫       |
| 11 | 木下延俊  | 木下右衛門大夫 | 10     | 木下家定三男      |
| 12 | 石川一宗  | 石河かもん   | 10     | 石田三成の義弟     |
| 13 | 加須屋真雄 | かすや内膳   | 5      |             |
| 14 | 土方雄久  | 土方勘兵衛   | 5      |             |
| 15 | 戸田勝成  | 戸田武蔵守   | 5      |             |
| 16 | 堀田一継  | 本田若狭    | 5      | 鷹匠・10人衆     |
| 17 | 佐々行成  | 佐々淡路    | 5      | 鷹匠・10人衆     |
| 18 | 分部光嘉  | わけへ左京   | 5      |             |
| 19 | 斎村政弘  | 斎村左兵衛   | 5      |             |
| 20 | 木下延重  | 木下周防    | 5      | 10人衆        |
| 21 | 平塚為広  | 平塚因幡    | 5      |             |

出典)「古屋幸太郎氏所蔵文書」(東大史料影写本)

註) 太枠は「秀頼四人衆」

奉行、木奉行、山奉行、町奉行、藏奉行、算用奉行等となって豊臣政権の役方を担い、天正十八年頃から後の「五奉行」に連なる前田玄以・浅野長政・石田三成・増田長盛・長束正家が蔵入算用における決算書である「算用状」を発給して算用奉行化し<sup>(34)</sup>、さらに秀吉の意を伝える奉書発給の奉行として固定化していき、浅野長政がいったん役を離れて「四奉行」となったのち、秀吉死の直前に「五奉行」に定まるのである<sup>(36)</sup>。

その一方で、秀吉は「秀次事件」後に「御掟」「御掟追加」を発令し、「御掟追加」の第六条で、目安はまず「十人衆」に提出し、そこで訴人・論人を呼んで双方の主張を慎重に聴取するとした。要するに、訴訟担当の奉行を設置したわけだが、この「十人衆」とは富田左近将監一白・寺西筑後守正勝・毛利壱岐守吉成・堀田若狭守一継・佐々淡路守行政・石田木工頭正澄・片桐主膳正貞隆・石川紀伊守光元・山中山城守長俊・木下周防守延重とされている<sup>(37)</sup>。訴訟を専門に担当する奉行集団の創出が図られたようだが、これが実際に政権内でどのように機能したのかはいまだ検討の余地がある<sup>(38)</sup>。

慶長三年（一五九八）八月に秀吉が没し、慶長四年（一五九八）正月十日には秀頼が伏見城から大坂城に移った。その際には、大坂城の勤番体制が取り決められた。そのうち、いつでも秀頼の面前に伺候できる者は、徳川家康・前田利家・徳川秀忠・宇喜多秀家・毛利輝元・上杉景勝・前田利長の七人、浅野長政・石田三成・長束正家・増田長盛・前田玄以の五人、石川光吉・石田正澄・石川一宗・片桐且元の四人であった。とくに最後の四人は秀頼の用事があるときは、夜中であっても四人の内の当番が登城するようにと取り決められた。つまり、秀頼の用人的役割を果たすことを期待されていたのである。この四人を「秀頼四人衆」と呼ぶことにする<sup>(39)</sup>。

この「秀頼四人衆」の成立は、秀吉の没する前であった。八月十三日付で四人は起請文を提出した<sup>(40)</sup>（慶長三年誓紙前書「東大史料写本」）。秀吉は八月十日頃から意識が混乱していたので、これが秀吉の真意なのかは判断できないが、表向きは秀吉の命、つまり遺言を請けたものとして起請文が提出された。

敬白天罰靈社上卷起請文前書事、

一、秀頼様へ詰御奉公人之儀被定置旨委細其旨を存知候事、

一、右御書立之外拔懸ニ出頭之族御停止候上者、縦縁者・親類・知音たり共、為当番堅可相改候、但、御礼者并御用有之もの、儀者、其取次分兼而様子承届可随其事、

付、御城中御隱密之儀被仰聞候事ハ勿論候、縦及承候他言仕聞敷候事、

一、詰衆之内行儀法度并女中方猥之輩於有之者不寄誰々鼻肩偏頗少不存、有様ニ長衆まで可申入候事、

一、御毒之御氣遣其外御用心かたの事、大藏卿殿・御台所人へ無由断可申届候、於四人も聊不可存疎略事、

一、若衆狂御停止之上者、弥堅相改見隠不聞隱有様ニ各迄可申入之事、

右条々旨若私曲偽於有之者忝も此起請文御罰深厚ニ可罷蒙者也、仍前書如件、

慶長三年八月十三日

石川掃部頭(一宗)

石川備前守(光吉)

石田木工頭(正澄)

片桐市正(且元)

德善院(前田玄以)

浅野弾正少弼殿(長政)

増田右衛門尉殿(長盛)

石田治部少輔殿(三成)

長束大藏大輔殿(正家)

これは秀頼を大坂城に移す計画が基礎にあるので、秀頼が慶長四年正月に大坂城に移る際に取り決められた「勤

小出秀政に関する基礎的研究

「番定書」とあわせて理解することが必要になる（徳川林政史研究所蔵「古案」）。第一条では秀頼の「詰御奉公人」が決定した趣旨をよく理解せよと命じた。「勤番定書」によれば、これは二番に分かれ、表2のような人員三十一名であり、一日一夜ずつ交代で勤番した。「詰御奉公人」とは第三条にある「詰衆」のことなので、以下、詰衆とする。第二条では、詰衆以外の者で抜け駆けをして秀頼に近づいて出頭人とならないよう、秀頼に直面させる場合はよく改めるようにと取り決めた。第三条では、詰衆と女中の風紀をただし、問題があれば「長衆」に報告する。この「長衆」とは、「勤番定書」と合わせて考えれば、五大老・五奉行の双方とみなされる。第四条では奥台所での毒味、第五条では若衆狂いの取り締まりである。大坂城は表御殿と奥御殿が別の建造物であり、詰衆が詰めるのは奥御殿の表方、女中がいるのは奥御殿の奥方なので、その双方の風紀を正すことを求められた「秀頼四人衆」は、大坂城奥御殿の総括責任者というべき立場にあった。

また、「秀頼四人衆」は、秀吉の遺産分けにあった「御用被仰付候衆」の役割を継承することを期待されていたとみなされる。というのも、二十一人の中で表1の7・9・12の三人が該当するからである。既述のように、勤番定書では、「秀頼四人衆」は夜中であっても秀頼からの「御用」があれば、四人のなかの当番が出仕するようにと定められていた。

9の石田正澄は石田三成の兄、12の石川一宗は秀吉側近の一人であった石川光重の四男で、一宗の妻は三成の妹

表2 大坂城詰衆

| 1番      | 2番       |
|---------|----------|
| 杉原伯耆守長房 | 大野修理大夫治長 |
| 堀加賀守    | 石田主水     |
| 毛利河内守秀秋 | 左地市藏     |
| 羽柴孫四郎   | 羽柴長吉     |
| 宮部継潤    | 山口左馬助弘定  |
| 宮部おきち   | 奥おかね     |
| 浅野右兵衛長晟 | 毛利長門守秀元  |
| 伊藤美作守   | 土方丹後守    |
| 木松虎松    | 山岡弥源次    |
| 橋本中務    | 生駒下野守    |
| 山中紀伊守幸俊 | 小西式部大輔   |
| 加藤源吉（五） | 長谷川吉左衛門  |
| 村井右近    | 石田右近     |
| 伊藤武藏    | 青山右衛門大夫  |
| 蜂屋勝千世   | 木村右京     |
|         | 堀田清十郎    |

出典）徳川林政史研究所蔵「古案」

という関係にあった。今回、新規に抜擢された石川光吉は、石川光重の次男で、三成の娘婿という関係にあった。要するに、片桐且元以外は、石田三成の親族によって秀頼側近が固められたのである。

しかし、慶長四年閏三月に石田三成が佐和山に隠居する事件が生じ、翌年の関ヶ原合戦で三成が敗死する。その間の「秀頼四人衆」の動向を確定させる必要があるが、関ヶ原合戦で石田正澄と石川一宗は死亡、石川光吉は池田輝政の仲介で助命されたが、所領没収となり京都に隠棲した。こうして、関ヶ原合戦後は、「秀頼四人衆」のうちで片桐且元だけが残る結果となった。<sup>(4)</sup>

そこで、消滅した五奉行に加え、秀頼側近をも再編成する必要が生まれ、ここで抜擢されたのが、秀吉の「御用被仰付候衆」の筆頭にいた小出秀政だった。この間のことを新井白石が編纂した『藩翰譜』では次のような説を載せる。

初め太閤、小出播磨守秀政、片桐市正且元を以て、秀頼の御傅になさる、薨し給はん際にのそみて、彼二人を御枕近く召れて、いかに汝等承れ、我家の天下ハ我一日も世にあらんほと計りそ、我うせなん後ハ、亡ん事遠きにあらず、(中略)然るに、太閤薨し玉ひて、いくほとなく、奉行等か、しきりに徳川殿をうしなひまいらせんとはかる事を、秀政・且元深歎き思ひしかと、制し止めんとするに力及はて、秀政ハ病と称して、おのか岸和田の城に籠り(後略)、

右の記事のそもその出典は『秀頼記(豊内記)』であり、白石自身は史料内容の信憑性に疑問を呈しており、その見識の高さがうかがえるが、『藩翰譜』を鵜呑みにして秀吉の遺命で小出と片桐が秀頼の傅役となったと理解するのは明らかな誤りとすべきである。

さらに、関ヶ原合戦時に秀政が病気に伏して岸和田城に籠ったというのも誤伝である。そのことは次の七月二十六日付徳川家康書状写(小出播磨守宛)により明らかとなる(「脇坂文書」東大史料影写本、／は改行を示す、以下

同じ)。

切々被入念飛札／祝着之至候、今日／二十八日先手之衆上申候、／爰元之様子申付、／近日可令上洛候、／猶(羽田之)一庵可申候、恐々／謹言、

七月廿八日 家康(書判)

小出播磨守殿(秀政)

小出秀政が懇切に飛脚を寄越したことへの返礼状で、今月二十八日には先手を上洛させ、家康自身も近日上洛予定と告げた。なお、中村孝也『徳川家康文書の研究』(42)中では、宛所を但馬出石六万石城主の小出吉政とするが、岸和田城主小出秀政の誤りである。翌日付で腹心の榊原康政が秋田實季に送った書状(『譜課余録』)によれば、石田三成と大谷吉継が上方で「別心」を起こしたと大坂にいる「御袋様(浅井茶々)并三人之奉行衆(前田玄以・増田長盛・長束正家)」から連絡があり、前田利長や徳川家康が早く上洛してほしい旨を伝えてきたという。秀政もこれらの情報を家康にいち早く伝えたとみられるので、病気を理由に岸和田城に籠っていたとすれば、こうした迅速な情報提供はできないし、家康からの返礼状に「切々」とは書かれなかっただろう。

このように秀政は、秀吉没後から秀頼の守役になったわけではなかったが、大坂城に出入りはしていたらしい。その経緯を以下に同時代史料から確定していこう。

慶長三年八月十四日に秀吉によって定められた「勤番定書」(『秀吉』五八五六)では、秀政は本丸裏と青屋口の二か所の門番とされており、番方に転出していた(表3)。二か所も担当を命じられたのは秀政のみだったので、親族としての信頼によるところが大きかったのだろうが、秀吉晩年に岸和田城主として番方を担う役割へと立場を変化させていたことの現れと捉えることもできる。(43)

ただし、慶長四年十一月十四日に大坂に下向した義演は、法案寺を宿坊として小出秀政から指定された。その際、

表3 大坂門番配置

|           |   |
|-----------|---|
| 本丸表門番     | 官部法印繼潤  |
| 本丸裏門番     | 小出秀政  |
| 二丸表門番     | 森嶋長次<br>桑山市右衛門<br>田那部与左衛門<br>乾図書<br>江司孫右衛門<br>中村弥介<br>三宅善兵衛<br>山県小左衛門<br>長井弥右衛門<br>杉山休息<br>土岐休庵<br>川北久介<br>丹羽将監<br>伊木七右衛門 |
| 二丸裏門番     | 矢野左京亮<br>江村久目<br>森甚七<br>吉田豊後守<br>下方市左衛門<br>塩谷二郎左衛門<br>塩屋駿河守<br>平野長治<br>片岡長兵衛  |
| 玉造口門番     | 木下家定  |
| 堺口門番      | 生駒親正  |
| 青屋口門番     | 小出秀政  |
| 京口門番      | 桑山重晴  |
| 千疊敷殿守之間番所 | 石川光元<br>蒔田政勝  |

次の書状は、秀政が秀頼に出仕するようになった経緯を伝えるものとして注目される（「佐藤行信氏所蔵文書」東大影写本）。

歳暮御慶／重々可為御満足候、／以上、

御出仕之由扱々／目出度存候、／誠に御手柄共候、／秀頼様御取成と／承候、猶以御外／聞実儀可然／存候、

目出度来／春早々以面可／申述候、恐惶謹言、

山々城（山中長徳）

十二月十五日（書判）

小播州さま（秀政）

人々御中

無年号文書だが、「秀頼様御取成」とあるので、秀吉の没後とみなされる。秀政が「御出仕」するようになったこ

小出秀政に関する基礎的研究

義演は秀政を「町奉行」と呼んでいる（『義演准后日記』）。秀吉の側近として大坂城下の支配にあたる職掌は、その後も継続していたらしい。

では、秀政はいつから秀頼側近として位置づくようになるのだろうか。

とを山中長俊が殊の外喜んだ内容である。慶長四年閏三月に石田三成が佐和山に隠居される失脚事件後に毛利輝元が国元に送った書状には、「御城つめニハこいて・かたきりなと居候。是ハ内府かたにて候。如此候時ハ、何もかもいらさる趣候」とあるので（「厚狭毛利家文書」「山口県史」資料編中世3）、この段階で秀政が片桐且元とともに大坂城に詰めている様子がうかがえる。よってこの段階での秀政の出仕を長俊が喜んだとすれば、十二月の書状というのは時期的に遅すぎる感がある。

家康は慶長四年九月に伏見城から大坂城西の丸に移り住み、十月一日付けで三奉行（前田玄以・増田長盛・長束正家）が「秀頼様の御番・御置目」が改められたことを諸大名に触れた。同年十一月十三日に日蓮宗の日奥が流罪に処せられた件は、徳川家康が大坂城で取り仕切った。勝訴した日蓮宗側からの礼物は、家康に縮十端・綿二十把をはじめとして、山岡道阿弥と小出秀政に綿十把ずつ、石田正澄に御教書三束、増田長盛と長束正家に一束一端ずつとなっており、石田三成の失脚後も兄の正澄が失脚していないことが確認できる。<sup>(45)</sup> よって、「秀頼四人衆」が全面解体するのは関ヶ原合戦後とみられる。

ところが、翌五年正月五日に三奉行（前田玄以・増田長盛・長束正家）が命じた城中法度では、城中御殿が破損した場合は小出秀政と片桐且元が大工や掃除坊主を連れて行って命じることとある。これは江戸幕府の職制でいえば大奥を管理する留守居年寄の役割であるが、すでに小出・片桐の両輪体制となっており、法度中に石川光吉・同一宗や石田正澄の名は確認できない（「天城文書」東大史料影写本）。家康が大坂城で実質的な支配を進めるなかで、石川ら三名は次第に地位を落とし、実質的に小出・片桐両輪体制への移行が進められたのであろう。

とすれば、石田三成失脚後に小出秀政が大坂城内にいて片桐且元と行動をとるようになった連続性が確認できるなかで、既述の山中長俊の書状を慶長四年十二月の発給とすることはやはり唐突の感が否めない。

そこで、これを慶長五年の発給と考えたい。秀政は且元とともに家康派とみなされ、上杉攻めに出陣中の家康に

上方の情報提供をするなど協力的ではあったが、関ヶ原合戦の前哨戦である大津城攻めでは秀政の長男吉政が率いた小出の軍勢が大津城を攻め、石田側に加担する行動をとった。<sup>(46)</sup>これが譴責され、秀政は三奉行（前田玄以・増田長盛・長束正家）らと同様に失脚する危険もあったわけであり、それを秀頼の取りなしで罪を免れ、さらにその後にも引き続き秀頼に出仕することになったとすれば、長俊が秀政の「外聞実儀」が立ち、「目出度」「御手柄」と大喜びしたことも納得できる。しかも、それが秀頼の取りなしであったという点は極めて重要である。

関ヶ原合戦で改易となった立花宗茂は、十二月十五日付の書状で上方の情勢を伝えた。それによれば、「秀頼様衆」の言い分はまったく聞き入れてもらえず、時々お目見えがあるだけで、すべては「内府様衆」ばかりで諸事が調えられている。そのため、「秀頼様」は薪なども「太閤様」の蓄えた金銀で買っているほどで、「内府様衆」は井伊直政と本多正信の二人、「秀頼様衆」は小出秀政・片桐且元・寺沢正成の三人である、との情報を黒田長政から得ていた。しかし、寺沢はすぐに「秀頼様衆」から離脱し、小出・片桐の両輪体制となる。<sup>(47)</sup>

慶長五年十二月十七日には早くも小出秀政と片桐且元とが連署で、有馬湯の山地子として金子六枚、銀十九枚二十匁を請取った旨の算用状を発給した（「余田文書」東大史料影写本）。これは五奉行が担っていた算用奉行の役割を継承したことを意味する。<sup>(48)</sup>

また、小出・片桐は五奉行および「秀頼四人衆」の役割を継承するだけでなく、秀頼名代としての行動をも担うようになる。次は慶長六年発給と推定される小出秀政書状写である（「伊勢・竹内文平氏所蔵文書」東大史料影写本）。

態申入候、仍来十八日ニ為 御名代豊国大／明神へ被成御社参／候へよし候て、大藏卿／文参候間持せ候、  
可被成其心得候、尚／追々可申入候、恐惶謹言、

小播

卯月十六日 秀政（書判）

(片桐且元)  
片市正様

人々御中

四月十八日の豊国社祭祀に秀頼名代として社参せよとの意向が秀頼生母浅井茶々付の局（乳母あがりの老女）である大蔵卿から書状で伝えられたので、秀政はその書状を片桐且元に届けて心得るようにと伝えた。文意からは名代を命じられたのが誰なのかを読み取れないが、大蔵卿がわざわざ秀政に書状を送った点からみれば、秀政を含めて適切な人物に参詣させるように指示を出したと考えるのが妥当であり、そのために詳細については追々連絡をすると秀政は且元に伝えたのだろう。なお、秀政存命中の四月十八日に秀頼名代を担当した人物は表4の通りであり、秀政が担当したことはない。

豊国社への秀頼名代は正月・四月・八月・十二月に派遣され、初期は徳川家康、京極高次、木下勝俊、小早川秀俊が勤めていたが、表4のように慶長六年四月十八日から片桐兄弟、小出秀政、大野治長らによる名代派遣に移行する。これをみるならば、本状は慶長六年の発給と推定され、それまでのような大老の家康や秀頼の親族大名らによる名代派遣の形から、秀頼の奉行人を名代として派遣する形へと変更した、あるいは「させられた」の

表4 豊国社参詣秀頼名代派遣

| 年   | 月日     | 秀頼名代      |
|-----|--------|-----------|
| 慶長4 | 4月19日  | 徳川家康      |
|     | 8月18日  | 京極高次・徳川家康 |
|     | 12月18日 | (秀頼立願成)   |
| 慶長5 | 1月3日   | 木下勝俊      |
|     | 4月18日  | 京極高次      |
|     | 8月3日   | (秀頼参詣カ)   |
|     | 12月    | —         |
| 慶長6 | 1月4日   | 小早川秀俊     |
|     | 4月18日  | 片桐且元      |
|     | 8月18日  | 小出秀政      |
|     | 12月    | —         |
| 慶長7 | 1月3日   | 小出秀政      |
|     | 4月18日  | 片桐貞隆      |
|     | 8月18日  | 小出秀政      |
|     | 12月24日 | 大野治長      |
| 慶長8 | 1月2日   | 小出秀政      |
|     | 4月18日  | 片桐貞隆      |
|     | 8月18日  | 片桐且元      |
|     | 12月    | —         |
| 慶長9 | 1月3日   | 小出秀政      |
|     | 4月18日  | 片桐貞隆      |
|     | 8月18日  | 片桐貞隆      |
|     | 12月    | —         |

出典)『舜旧記』1・2

であり、その意向が秀頼側から小出・片桐に示されたという点でも注目される。なお、秀政の豊国社への名代担当は、慶長六年八月十八日、同七年正月三日、同八月十八日、同八年正月二日、同九年正月三日の五回が確認できる。

慶長九年正月三日に、秀政は豊国社に秀頼名代として参詣した(『舜旧記』)。正月二十八日に西洞院時慶は、大坂城の豊臣秀頼への惣礼に参加した。その前日、まず片桐且元邸に出向くと登城していて留守、次に小出秀政に挨拶に出向くと「煩」とのことで対面はなかった。ただし、続いて片桐貞隆に出向くと、これも「眼煩」ということで対面がなかったもので、病気はいずれも来訪者を断るための理由だったのかもしれない(『時慶記』)。とはいえ、それからわずか二ヶ月後に、秀政は六十五歳の生涯を閉じた。

## おわりに

本稿では、小出秀政について断片的な史料からではあるが、その事績を明らかにしてきた。結論としては、秀政は豊臣秀吉の親族として古参の家臣であったが、番方ではなく役方として秀吉の没年まで仕えた側近(用人)だった。しかし、秀吉の死後は役方からはいったん離れ、大坂城守衛の番方を担うことになった。慶長四年(一五九九)閏三月の石田三成の失脚により、秀政は片桐且元とともに秀頼の側に仕えるようになり、関ヶ原合戦後は秀頼の意向により側近の地位を得て、且元と両輪体制で秀頼を支えたということになる<sup>(49)</sup>。よって、秀政が家康に仕えたというものは、徳川の時代になってから秀政を家康に結びつけるための意図的叙述であり、秀政が家康に仕えたという事実は存在しないとすべきである。また、秀吉の遺言で小出秀政・片桐且元の両輪体制が命じられたという言説も、関ヶ原合戦後に秀頼の補佐が小出・片桐の両輪体制となったことを鵜呑みにしたための歴史認識である。特に、秀吉の死後は石田三成の親族で秀頼側近が固められた事実は、その後の関ヶ原合戦への展開やその後小出が番方か

ら役方に復帰する過程において重要な要素であり、看過してはならない問題だと考える。

かくして小出秀政は秀頼を支えるブレーンの一人として重要な役割を担っていたが、慶長九年三月二十二日に没した。秀吉側近として豊臣政権の真髓を知り尽くしていた古参を失ったことは、秀頼にとって大きな痛手であった。この後任は、片桐且元の弟主膳正貞隆や大野修理大夫治長らによって担われていくが、その大きな穴を埋めることはできなかった。

秀政死後の小出家は、慶長十八年二月二十八日に吉政が大坂で没し、秀頼にとつては数少ない親族をまた一人失うことになった。吉政の子吉英は早くに徳川と結びついており、慶長十九年に秀頼が吉英に送った援軍要請の黒印状をそのまま家康のもとに送り届け、徳川への忠誠を誓った。豊臣から徳川へと転身をはかることで、小出家は近世大名化を果たしていったが、それは豊臣秀吉の古参かつ親族として豊臣秀吉・秀頼を支え続けた小出秀政の死後のことであつたと、正しく位置づけなおす必要がある。

註

- (1) 『国史大辞典』(吉川弘文館、高木昭作執筆)では、「天正十年(一五八二)播磨姫路城の留守居の筆頭。(中略)同十三年に中村一氏のとを受けて(五月以降)岸和田城主となり三万石を領す。(中略)関ヶ原合戦後は所領を安堵され、(中略)片桐且元・大久保長安らとともに連署しており、且元と同様に地方のことに関与していたと推定される」と解説し、家康との関係は記されない。しかし、たとえば『朝日日本歴史人物事典』(朝日新聞社、小和田哲男執筆)では、「関ヶ原には出陣せず、大坂城にあつて秀頼の補佐に当たっていたらしい。次男秀家が東軍に属し、戦功をあげたため、旧領を安堵され、のち家康に仕えた」とし、家康に仕えたのは関ヶ原合戦後とする。一方、『世界大百科事典』第二版(平凡社、加藤真理子執筆)では、「秀吉は死に際して、その子秀頼の補佐を秀政に命じたといわれるが、やがて徳川家康に属し、関ヶ原の戦では次子秀家を東軍に参陣させた」とし、家康に仕えたのは関ヶ原合戦前とする。

- (2) 寺沢光世「秀吉の側近六人衆と石川光重」(『日本歴史』五八六、一九九七年)。
- (3) 曾根勇二『片桐且元』(吉川弘文館、二〇〇一年)、同『近世国家の形成と戦争体制』(校倉書房、二〇〇四年)。
- (4) 名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集』一〜七(吉川弘文館、二〇一五〜二〇二一年)。
- (5) 文禄三年(一五九四)正月二十九日に関白豊臣秀次が大坂城で秀吉とその家族に新年の礼をした際に、「女房衆」として「朝日殿」(秀吉の妻浅野寧の実母)・「七曲殿」(寧の養母)・「はりま殿内」(小出秀政の妻・秀吉の叔母)・「紀伊守殿御袋」(秀吉の叔母)が進物を受けており(『駒井日記』)、この時期に大坂にいたことがわかる。
- (6) 以下、特に断らない限りは、『寛政重修諸家譜』の記事による。
- (7) 浅井茶々の弟には、蒼玉寅首座と浅井作庵の二人が知られる。
- (8) 天正十八年(一五九〇)に大坂に生まれた。慶長三年(一六〇三)に従五位下・加賀守に叙任された(九歳)。同八年に信濃守に改め、その後、江戸に詰めた。慶長十五年に上野国甘楽郡内で二千石をえていたが、同十八年に父が没すると、兄吉英が岸和田を継ぎ、吉親は兄の所領但馬出石二万九千七百石余となった。元和五年(一六一九)に丹波綾部に移された(『寛政重修諸家譜』)。
- (9) 吉政の大和守から播磨守への改名は、『寛永諸家系図伝』では秀政の没後とのみある。『当代記』の表記が正しければ、吉政の播磨守への改名は慶長十三年七月から八月までの間となる。ただし、『武家補任』では慶長十七年とするので、その確定は今後の課題としたい。
- (10) ただし、秀家と吉政の二人はいずれも大坂で没した。秀家は『寛永諸家系図伝』に「大坂にをいて卒す」とあり、吉政は『当代記』に「大坂で没」したとある。秀政の存命中は、関ヶ原合戦後も秀家は三尹とともに大坂城の秀頼に仕えていた可能性がある。吉政の場合も、慶長十七年十二月十五日に大坂の織田有楽亭での茶湯に招かれていて大坂滞在が確認でき(『有楽亭茶湯日記』)、慶長末年になっても完全に豊臣家との関係を絶ち切っていなかった可能性があるが、今後の課題としたい。
- (11) 本史料は江戸幕府旗本の土屋貞知による聞書であり、その養母が秀吉の出身地である中々村の代官・猪熊助右衛門の娘であり、秀吉と同じ年ころであったと伝える。
- (12) 『明良帯録』によれば、江戸時代の「御蔵奉行」の職掌は、「浅倉御蔵の米穀渡方、三季御切米の節、渡方を司る」と

小出秀政に関する基礎的研究

- ある。これから類推すれば、秀吉の蔵米の支出を管理していた役職にあったとみなされていたと考えられる。
- (13) こうした平野庄の主張が否定されるのは、文禄三年（一五九四）撰津検地後と推定される。
- (14) 羽柴（豊臣）秀吉の居所と行動については、特に断らない限り、藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成（第2版）』（思文閣出版、二〇一六年、堀新・藤井讓治執筆）に依拠している。
- (15) 註1の高木昭作執筆『国史大辞典』解説。
- (16) 近江における天正十一年と十二年の検地の差異については、朝尾直弘「天正十二年の羽柴秀吉検地」（『將軍権力の創出』岩波書店、一九九四年、初出一九八五年）。なお、天正十二年の近江検地奉行は、中村掃部助・森兵吉・豊田龍介・宮木長次・石田左吉・尼子六郎左衛門の六名であり、天正十一年の奉行と重複する人物はいない。
- (17) 註2の寺沢論文。
- (18) 代官とは、秀吉の蔵入地の年貢徴収をはじめとした支配代行を任された者と定義すれば、まず秀政がどの蔵入地の支配を任されていたのかを特定する必要があるが、管見の限り確認できない。
- (19) 谷徹也「豊臣政権の算用体制」（『史学雑誌』一二三―一二、二〇一四年）。
- (20) 『岸和田市史』三近世編（岸和田市、二〇〇〇年）。
- (21) ただし、文禄四年八月三日に小出吉政が出石但馬五万三千二百石を宛行われたことに伴う蔵入目録は確認できないが、実際に吉政は但馬国内で九百五十二石余の蔵入代官を担当し、慶長二年三月二十五日付三奉行（前田玄以・増田長盛・長束正家）の算用状が伝来する（東京大学史料編纂所蔵文書）。よって、文書の確認はできないものの、岸和田城に付随する蔵入地代官であった可能性を否定はできない。
- (22) この場合の側近とは、常に秀吉の側に仕えているという意味ではなく、秀吉から直接の意向を奉って行動するという意味において用いている。
- (23) 木下聡『豊臣期武家口宣案集』（東京堂出版、二〇一七年）の二六四号文書では、文禄五年三月廿日に豊臣秀政が従五位下・上野介に叙任されているのを「小出秀政口宣案」と比定した。しかし、小出秀政が上野介を名乗った形跡は確認できず、これは別人のものである。なお、秀政次男秀家が慶長二年九月二十八日に従五位下・遠江守に叙爵されて諸大夫成した際は「豊臣秀家」を名乗っている（『同』三三三三号文書）、秀政も豊臣姓で叙任されたと推定される。

(24) 矢部健太郎「布衣」考―豊臣期「諸大夫成」の一形態―（『豊臣政権の支配秩序と朝廷』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇二年）。

(25) この件については、河内将芳『大政所と北政所』（戎光祥出版、二〇二二年）の分析があり、諸寺社とは「春日社・祇園社・稲荷社・清水寺・北野社など」とする。

(26) 北野社宛（大阪城天守閣所蔵文書）は、前田玄以の名を欠いた五人になっている。その理由は、寺沢註2論文で双方に対立があったことに起因するという。

(27) 『木食応其―秀吉から高野山を救った僧―』（和歌山県立図書館、二〇〇八年）

(28) 天正十九年閏正月十一日に秀吉は、秀政の長男吉政に和泉国内で六千石を与えた（『秀吉』三六〇〇）。内容は、次の通りである。

- |              |       |                     |
|--------------|-------|---------------------|
| 一、千貳百石       | 泉州日根郡 | 淡輪                  |
| 一、八百石        | 同     | 箱造                  |
| 一、千九百石五斗五升   | 南郡    | 木島                  |
| 一、六百九十六石     | 麻生内   | 中村                  |
| 一、七百五石九斗三升   | 山田井内  | おふ村 <sup>（尾生）</sup> |
| 一、六百九十七石六斗八升 | 同     | 新在家村                |

これは天正十五年九月に宛行われた際の領地との重複がないため、替地と考えられる。

(29) なお、寺沢註2論文では、寺沢の代官地は「八ヶ所」「榎並」であったとし、小出は「隣郷の代官」としている。しかしながら、『多聞院日記』の記事には、秀政が「隣郷の代官」であると特定できる情報はない。また、「下地」とは「事件の土台にあるの」といった意味であり、喧嘩があったのは寺沢の代官地においてであり、平野庄や日野町の事例のように秀政に代官や給人の非法を調停する職掌があったことを確認すれば、必ずしも代官同志での争いに限定されない。秀政を代官とするのならば、その代官地を特定する必要がある。

(30) 註2の寺沢論文。

(31) 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』（校倉書房、一九九六年）では、「本来は上方へ廻漕さるべき西国諸大名の

蔵入米を北部九州にとどめ置き、朝鮮への廻米に充てた」(八七頁)としており、この条文にある「代官」は大坂蔵入地を管理する代官に限定されるものではない。

- (32) 歛仲に関しては、寺沢光世「大坂城における帥法印歛仲について(一)(二)」(『歴史手帖』二二巻九・十、一九九四年)に詳しく、その立場は上方蔵入代官かつ大坂城代だったとする。また、歛仲は「文禄二年八月の秀頼誕生を機に政治の表舞台から姿を消している」とし、その理由は秀次事件を契機に政権の官僚制組織化が進んだことで歛仲の役目が終わったと位置づけた。ただし、秀頼誕生後に名護屋から上方に戻った秀吉は、留守中の大坂城内で女中の不祥事があったことの糾明を進めた(拙著『淀殿』ミネルヴァ書房、二〇〇七年)。大坂城留守居筆頭に置かれていた歛仲が、その責任を取らされて失脚した可能性は高い。実際に、歛仲は登城禁止という状況にあり(帥法印御城へ被參候御法度之由)「東寺長者雜日記」紙背文書、東大史料写真版)、禁足状態ではなかったが、何らかの罪状によりその地位を失ったことがわかる。時期的な整合性を考えれば、右の不祥事事件により失脚したと推定する方が説得的である。
- (33) 註31の見解により、この六人は蔵入代官も兼務したが、この文脈では代官たちに命じた内容を大坂城留守居の帥法印以下に伝えるよう命じたと解釈するのが適切と考える。

- (34) 註19の谷論文。

- (35) 谷徹也「豊臣氏奉行発給文書考」(『古文書研究』八二、二〇一六年)によれば、天正十九年五月頃より「為 御意」文書を用いて秀吉朱印状を代替する機能を奉行たちが担うようになり、文禄三年初め頃より奉行の成員が固定化していくと指摘する。

- (36) 跡部信「秀吉独裁体制の権力構造」(『豊臣政権の権力構造と天皇』戎光祥出版、二〇一六年、初出二〇〇九年)では、秀吉の生前に「二大老」「四奉行」が成立し機能する過程を論じたが、これも秀吉の奉行チームの構成が柔軟に変化するなかで「四奉行」としてのまとまりができつつある段階の職制として捉えられるのではないだろうか。また、石畑匡基「増田長盛と豊臣の「公儀」——秀吉死後の権力闘争——」(谷口央編『関ヶ原合戦の深層』高志書院、二〇一四年)は、「五大老」「五奉行」の間を揺れ動く増田の動向を指摘している。

- (37) 三鬼清一郎「御掟・御掟追加をめぐって」(『豊臣政権の法と朝鮮出兵』青史出版、二〇一二年、初出一九八四年)。
- (38) 谷徹也「豊臣政権の訴訟対応——畿内・近国の村落出訴を中心に——」(『史林』九八一二、二〇一五年)は労作だが、

- 「五奉行」レベルの検討が中心である。同「秀吉死後の豊臣政権」（『日本史研究』六一七、二〇一四年）では「十人衆」の一人である石田正澄の動向がわかるが、残る九名の活動は不明であり、また玄以下の下代である松田勝右衛門の訴訟ルートの存在なども指摘されている。
- (39) 拙著『豊臣秀頼』（吉川弘文館、二〇一四年）において、「秀頼四人衆」の存在を指摘した。
- (40) 秀吉の死直前の「誓紙群」を分析した註38の谷「秀吉死後の豊臣政権」では、「五大老」「五奉行」の十人に分析を限るためか、本誓紙は分析対象外となっている。また、「秀吉遺言体制」を論じる水野伍貴の研究も、対象は「五大老」「五奉行」のみであり、「秀頼四人衆」の位置づけを欠く（『関ヶ原への道——豊臣秀吉死後の権力闘争——』東京堂出版、二〇二二年）。水野の諸研究は本書に詳しいので参照されたい。
- (41) 註39の拙著『豊臣秀頼』。
- (42) 日本学術振興会、一九八〇年新訂版。
- (43) 豊臣政権の番役については、谷徹也「豊臣政権の大名課役」（『日本史研究』七二六、二〇二二年）で検討がある。
- (44) 堀越祐一は、この「こいて」を「父の秀政の可能性もあるが、天文九年（一五四〇）生まれで老齢の秀政より、永禄八年（一五六五）生まれの壮齡な吉政が務めていたと考えるのが自然であろう」という見解から小出吉政と人物比定をしたが（『豊臣政権の権力構造』吉川弘文館、二〇一六年、二二八頁）、その後の経緯をみるならば、たとえ老齡であつても父の小出秀政と考えるのが妥当だろう。
- (45) 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四（大塚巧藝社、一九八九年）。
- (46) 旧參謀本部編纂『関ヶ原の役』（徳間書店、一九六五年、二〇〇九年新装版）。
- (47) 拙稿「江戸幕府の成立と公儀」（『岩波講座日本歴史』10近世1、岩波書店、二〇一四年）。この後の小出秀政と片桐且元の動向は、註3の曾根の研究に詳しいが、秀吉の寺社復興に二人が関わった経緯等の分析を欠くため、別稿にて改めて総合的に検討したい。
- (48) ただし、この二人が組むのは初めてではない。文禄元年と推定される十月六日付け小出秀政・片桐且元連署状（石井与八郎宛）では、九州出兵の御用舟の加子調達を命じる秀吉の意向を伝える奉書を発給し、夜中によらず舟加子をおり次第に寄越し、飯米は明日より二十日分を大坂で渡すと伝達した（『石井文書』東大史料影写本）。これも片桐且元

(49) が秀吉側近集団の一員であったことによる組み編成とみなされる。

小出秀政は、その生涯を通じて、連歌・茶の湯・鷹狩・能などの行事に参加したような文化的な事績がまったく確認できない。そうした交友関係の狭さからか、当時の日記等において秀政の死亡記事を載せるものは未見である。これら文化人・知識人との没交渉の様子からは、秀政は無趣味かつ実直な人柄であったことが推察される。そうした個性が、同じ親族でありながら、秀政に杉原家次や浅野長吉のような大名化の拡大路線をとらせず、適材適所として吏僚的役方にとどまらせた秀吉の真意だったのかもしれない。

〔謝辞〕

本稿は、JSPS 科研費 JP21K00871 の研究助成を受けたものです。また、東京大学史料編纂所では、国内研究員として受け入れていただき、史料調査において多大の便宜をご供与いただきました。あわせてお礼を申し上げます。